

## 2 海面漁業生産量及び産出額

### 解説

ここには、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査及び海面漁業・養殖業産出額に関する統計を掲載した。

#### (1) 海面漁業生産統計調査の概要

##### ア 調査の目的

我が国の海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

##### イ 調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項に基づく市町村指定（令和 2 年 7 月 8 日農林省告示第 1280 号）の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り海面漁業経営体を対象とした。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

##### ウ 調査の期間

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業する場合は、入港日の属する年に含めて調査した。

ただし、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類については、半年毎（1 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 12 月 31 日）に調査を実施した。

##### エ 調査方法

###### (ア) 水揚機関

- a 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告の方法又はオンライン調査の方法
- b 統計調査員が水揚機関の事務所に備え付けた電子計算機の映像面若しくは紙面に表示された電磁的記録に記録されている事項を閲覧しその内容を調査票に転記する他計調査の方法
- c 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

###### (イ) 海面漁業経営体

調査票を郵送により配布又は電磁的記録を配布し、収集する自計調査の方法又はオンライン調査の方法

###### (ウ) 一括調査

統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告又はオンライン調査の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

#### (2) 海面漁業産出額統計の概要

##### ア 統計の目的

漁業生産活動の実態を金額で評価することにより明らかにし、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としている。

イ 推計範囲

海面漁業生産統計調査結果の魚種

ウ 推計期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間

エ 統計作成の方法

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量・収獲量に水産庁「水産物流通調査」、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格(消費税を含む。)を乗じて推計した。

(3) 用語の定義

海面漁業

海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。)において水産動植物を採捕する事業(くじら類、いるか類以外の海獣を猟獲する事業を除く。)をいう。

海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含み、次のものは除外した。

(ア) 蓄養 価格維持又は収獲時若しくは購入時と販売時の価格差による収益をあげることを目的として、水産動物をいけす等に収容し、育成は行わず一定期間生存させておく行為をいう。

(イ) 増殖事業 天然における水産動植物の繁殖、資源の増大を目的として、水産動植物の種苗採取、ふ化放流等を行う事業をいう。

(ウ) 釣堀 水産動物をいけす等に収容し、利用者から料金を徴収して釣等を行わせるサービス業をいう。ただし、釣堀を営むために業者自らが水産動物類の養殖を行っている場合は、釣堀に供するまでの段階を養殖業として扱う。

(エ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の養殖 調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖の事業のうち、生産物の販売を伴わないものをいう。

漁獲量

漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)、自家加工用、販売活餌等を含む。

ただし、次のものは除外した。

なお、単位は、原則としてトンで計上したが真珠はkg及び捕鯨業による鯨類は頭で計上。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

(イ) 沈没により滅失したもの

(ウ) 自家用の漁業用餌料(たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等)として採捕したもの

収獲量

- (エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの
  - (オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしばん、ひとで類等）

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。
  - (カ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の採捕 調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の採捕の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの
- (7) 魚類養殖及び水産動物類養殖
- a 養殖収獲量

収獲した量（種苗養殖による収獲を除く。）をトン単位で計上した。
  - b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、トン単位で計上した（種苗養殖のために投与した餌料は含めない。）。

なお、投餌量は養殖合計及びその内訳としてぶり類及びまだいを調査した。
- (イ) かき類
- 殻付き重量をトン単位で計上した。
- なお、平成 23 年までは殻付き重量及びむき身重量を表章していたが、平成 24 年から殻付き重量のみを表章することとした。
- また、計上期間は暦年（1 月から 12 月まで）、養殖年度（7 月から翌年 6 月まで）及び半期（1 月から 6 月まで、7 月から 12 月まで及び翌年 1 月から 6 月まで）とした。ただし、翌年 1 月から 6 月までは概数である。
- (ウ) ほたてがい及びその他の貝類養殖
- 殻付き重量をトン単位で計上した。
- (エ) のり類
- 板のり及びばらのりの干重量を生重量換算したものにその他（生重量）を加え、トン単位で計上した。
- また、計上期間は暦年（1 月から 12 月まで）、養殖年度（7 月から翌年 6 月まで）及び半期（1 月から 6 月まで、7 月から 12 月まで及び翌年 1 月から 6 月まで）とし、板のりは 1,000 枚単位で、ばらのり及びその他はトン単位で計上した。ただし、翌年 1 月から 6 月までは概数である。
- (オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖
- 生重量をトン単位で計上した。
- なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。
- (カ) 真珠養殖
- 収獲された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、キログラム単位で計上した。